

○国土交通省告示第千二百三十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

確認審査等に関する指針等の一部を改正する告示

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第一条 確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項並びに法第十八条第三項及び第四項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三第一項、第二項、第四項、第五項若しくは第八項（これらの規定を施行規則第三条の三第一項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この第一及び別表において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）、施行規則第二条の二第一項、第二項若しくは第五項（これらの規定を施行規則第三条の三第二項（施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）又は施行規則第三条第一項から第四項まで若しくは第七項（これらの規定を施行規則第三条の三第三項（施行規則

改正前

第一 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第二項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第一条の三、第二条の二又は第三条（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第三項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項第三号及び第五項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）若しくは施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項第三号及び第五項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二・三（略）

四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。

イ 法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

ロ（略）

五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。

イ（略）

ロ 証明書の写し及び施行規則第一条の三第一項の表三の各項（これらの規定を施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二

二・三（略）

四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第一において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。

イ 法第六十八条の十第一項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第一条の三第五項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。）

ロ（略）

五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によつてその安全性を確かめられたものである場合（建築士法第二十条の二の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、次に定めるところによること。

イ（略）

ロ 証明書の写し及び施行規則第一条の三第一項第一号の表三の各項（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項に

の二において準用する場合を含む。別表において同じ。）に規定する構造計算書（以下「構造計算書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

六（略）

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。））又は令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第一条の第三第一項の表一及び表二並びに第四項の表一（これらの規定を施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）、施行規則第二条の二第一項の表（施行規則第三条の三第二項又は施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）並びに施行規則第三条第一項の表一及び表二の各項の(5)欄（これらの規定を施行規則第三条の三第三項又は施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第一条の三第五項各号（これらの規定を施行規則第三条の三第一項若しくは施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）、施行規則第二条の二第二項各号（施行規則第三条の三第二項若しくは施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）又は第三条第四項各号（これらの規定を施行規則第三条の三第三項若しくは施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しない。

において準用する場合を含む。）に規定する構造計算書（以下単に「構造計算書」という。）に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

六（略）

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第六条第一項（法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合するかどうかの審査（法第二十条第一項第一号に定める基準（同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。））又は令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかの審査（次項において「構造計算の確認審査」という。）を除く。）は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第一条の第三第一項の表一及び表二、同条第四項の表一、第二条の二第一項の表並びに第三条第一項の表一及び表二の各項の(5)欄（これらの規定を施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第一条の三第五項各号、第二条の二第二項各号又は第三条第四項各号（これらの規定を施行規則第三条の三第一項から第四項まで又は施行規則第八条の二第一項、第六項若しくは第七項において準用する場合を含む。）の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項については、この限りでない。

いとされた図書及び明示することを要しないとされた事項については、この限りでない。

二 申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の第三十項（施行規則第三条の第三項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合にあつては、次に定めるところによること。

イ（略）

ロ 施行規則第一条の第三十項に規定する直前の確認又は審査に要した図書及び書類並びに申請書等により申請又は通知に係る建築物の計画が平成二十七年国土交通省告示第百八十号に規定する構造計算基準に適合する部分の計画に該当するものであることを確かめること。

ハ イ及びロの規定により申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の第三十項の規定の適用を受けることができることが確かめられた場合にあつては、当該建築物の計画のうち増築又は改築に係る部分以外の部分の計画（増築又は改築後においても令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合することが明らかでないものに限る。）については、令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかを審査することを要しない。

三〇九（略）

十 申請等に係る建築物等が、法第三十九条第二項、第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）、又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受

二 申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の第三十項の規定の適用を受ける場合にあつては、次に定めるところによること。

イ（略）

ロ 施行規則第一条の第三十項（施行規則第三条の第三項及び第八条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する直前の確認に要した図書及び書類並びに申請書等により申請又は通知に係る建築物が施行規則第一条の第三十項の規定の適用を受けることができるものであることを確かめること。この場合において、直前の確認に要した図書及び書類により令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に適合するかどうかを審査をすることを要しない。

（新設）

三〇九（略）

十 申請等に係る建築物等が、法第三十九条第二項、第四十条（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第三項、第四十九条から第五十条まで又は第六十八条の二第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十八条の九第一項の規定に基づく条例（法第八十七条第二項又は第三項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）、又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例の規定の適用を受

ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第一条の三第七項（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）、施行規則第二条の二第四項（施行規則第八条の二の五第一項において準用する場合を含む。）又は施行規則第三条第六項（施行規則第八条の二の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書又は通知書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一・二 (略)

三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。

イ (略)

ロ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 法第六条の三第七項若しくは法第十八条第十一項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第三条の十二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。

(i) 申請書等により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。ただし、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計

ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあつては、第一号の規定によるほか、施行規則第一条の三第七項、第二条の二第四項又は第三条第六項（これらの規定を施行規則第八条の二第一項、第五項又は第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一・二 (略)

三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。

イ (略)

ロ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第三条の十二に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。

(i) 申請書等により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。ただし、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計

画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

(ii) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第三条の八（施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二の二（施行規則第八条の二の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。（2）(iii)及び第二第三項第三号イ(3)において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

(iii) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が別表(ロ)に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たつて留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第一条の四（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。第二第三項第三号イ(2)において同じ。）の規定により、当該計画について構造計算適合性判定の申請又は通知を受けた都道府県知事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

(2) (iv) (略)

ハ 令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する電磁的記録媒体（第二第三項第三号ロにおいて「電磁的記録媒体」と

計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

(ii) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第三条の八（施行規則第三条の十又は第八条の二第八項において準用する場合を含む。（2）(iii)において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

(iii) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が別表(ロ)に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たつて留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第一条の四（施行規則第三条の三第一項又は第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により、当該計画について構造計算適合性判定の申請を受けた都道府県知事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

(2) (iv) (略)

ハ 令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書（施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する磁気ディスク等（第二第三項第三号ロにおいて単に「磁気ディスク

いう。)の提出があつたときは、別表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。

二 (略)

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等(以下この項において「申請者等」という。)に法第六条第四項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項若しくは第四項に規定する確認済証を交付すること。

二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十五項若しくは第十六項(これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十五項若しくは第十六項に規定する正当な理由があるときは、これらの規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができる旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

四 (略)

イ・ロ (略)

等」という。)の提出があつたときは、別表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。

二 (略)

5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等(以下この項において「申請者等」という。)に法第六条第四項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項に規定する確認済証を交付すること。

二 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項(これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができる旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

四 (略)

イ・ロ (略)

第二 構造計算適合性判定に関する指針

(略)

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第五項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 施行規則第三条の七（施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二の二（施行規則第八条の二の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
- 二 七（略）

3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一・二（略）
- 三 次に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査を行うこと。

イ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) (略)

(2) 建築主事等又は指定確認検査機関から施行規則第一条の四の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした建築主事等又は指定確認検査機関に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

第二 構造計算適合性判定に関する指針

(略)

2 法第六条の三第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 施行規則第三条の七（施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本一通及び副本一通並びにこれらに添えた図書及び書類（第四項において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。
- 二 七（略）

3 構造計算適合性判定のための審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一・二（略）
- 三 次に掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査を行うこと。

イ 令第八十一条第二項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) (略)

(2) 建築主事等又は指定確認検査機関から施行規則第一条の四（施行規則第三条の三又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした建築主事等又は指定確認検査機関に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

(3) 申請又は通知に係る建築物の計画について建築主事等又は指定確認検査機関が別表(ロ)欄に掲げる審査すべき事項の審査を行うに当たつて留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第三条の八の規定により、当該計画について確認の申請又は通知を受けた建築主事等又は指定確認検査機関に対し、当該事項の内容を通知すること。

ロ 令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの イ及び次に定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に電磁的記録媒体の提出があつたときは、別表(ロ)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

(1) (略)
(2) 構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣の認定を受けたプログラムと同一のものを用いて電磁的記録媒体に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が申請書又は通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。

(3) (略)
4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 (略)
二 前二項の審査において、法第六条の三第三項又は法第十八条第七項(これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により意見を聴いたときは、当該意

(3) 申請又は通知に係る建築物の計画について建築主事等又は指定確認検査機関が別表(ロ)欄に掲げる審査すべき事項の審査を行うに当たつて留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第三条の八(施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二第八項において準用する場合を含む。)の規定により、当該計画について確認の申請を受けた建築主事等又は指定確認検査機関に対し、当該事項の内容を通知すること。

ロ 令第八十一条第二項又は第三項に規定する基準に従つた構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの イ及び次に定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に磁気ディスク等の提出があつたときは、別表(ロ)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

(1) (略)
(2) 構造計算適合性判定に係る建築物の設計者が用いた国土交通大臣の認定を受けたプログラムと同一のものを用いて磁気ディスク等に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が申請書又は通知書に添えられた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。

(3) (略)
4 前二項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 (略)
二 前二項の審査において、法第六条の三第三項又は法第十八条第六項(これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により意見を聴いたときは、当該意

見に関する記録を施行規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)(これらの規定を施行規則第三条の十又は施行規則第八条の二の二(施行規則第八条の二の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。第五号ロにおいて同じ。)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

三 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第八項(これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号において同じ。)の規定に基づき、申請者等に適合判定通知書を交付すること。

四 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第八項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第十項(これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する正当な理由があるときは、これらの規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ・ロ (略)

六・七 (略)

見に関する記録を施行規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

三 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項(これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号において同じ。)の規定に基づき、申請者等に適合判定通知書を交付すること。

四 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定したときは、法第六条の三第四項又は法第十八条第七項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条の三第六項又は法第十八条第九項(これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ・ロ (略)

六・七 (略)

第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項並びに法第十八条第二十一項及び第二十三項（これらの規定を法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第二十項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十三項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条第一項（施行規則第四条の四の二）（施行規則第八条の二の二）において準用する場合を含む。第三号及び次項において同じ。）又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認若しくは審査又は中間検査の申請若しくは通知の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ・ロ （略）

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別

第三 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項及び法第十八条第十七項（これらの規定を法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十六項（法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条第一項（施行規則第四条の四の二）又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第十九号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ・ロ （略）

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別

記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認審査以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二の二）において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第三において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第三において「申請等に係る建築物等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一（略）

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二の二）において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条第一項第六号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二の二）において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二の二）において準用する場合を含む。）及び施行規則第四条第一項第四号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二の二）において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認等に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に

記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項）において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第三において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第三において「申請等に係る建築物等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一（略）

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項）において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条第一項第六号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項）において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項）において準用する場合を含む。）及び施行規則第四条第一項第四号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項）において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認等に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に

係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第二十二項若しくは第二十六項（これらの規定を法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の三の二又は施行規則第四条の五の二（これらの規定を施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三（略）

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項並びに法第十八条第二十九項及び第三十二項（これらの規定を法第八十七條の四及び法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項（法第八十七條の四又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第二十八項（法第八十七條の四又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十二項の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条の八第一項（施行規則第四条の十一の二（施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。第三号及び次項第二号において同じ。）又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた

係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第十八項（これらの規定を法第八十七條の四又は法第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の三の二（施行規則第八条の二第十五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三（略）

第四 中間検査に関する指針

法第七条の三第四項、法第七条の四第一項及び法第十八条第二十九項（これらの規定を法第八十七條の四及び法第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「中間検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条の三第一項（法第八十七條の四又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の四第一項の規定による中間検査の申請書の提出又は法第十八条第十九項（法第八十七條の四又は法第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条の八第一項（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

。図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること

- 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第二項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認若しくは審査又は中間検査の申請若しくは通知の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第二十七号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第二項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ・ロ (略)

- 三 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第三面の確認審査以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条の八第一項第三号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二の二）において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第四において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

- 3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第四において「申請等に係る建築物等」という。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

- 二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事

- 二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法第三条第一項、第三条の二第二項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物である場合で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは、施行規則別記第二十六号様式による申請書の第二面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第三条第一項、第三条の二第二項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ・ロ (略)

- 三 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第三面の確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条の八第一項第三号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第四において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

- 3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第四において「申請等に係る建築物等」という。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分、建築設備又は工作物の部分及びその敷地（第二号及び第四項第三号において「検査前に施工された工事に係る建築物の部分等」という。）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 (略)

- 二 施行規則別記第二十六号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十七様式による通知書の第四面に記載された工事

監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第四号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認等に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条の三第五項、法第七条の四第三項又は法第十八条第三十項若しくは第三十四項（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の九又は施行規則第四条の十二の二（これらの規定を施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更^に該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建

監理の状況、施行規則第四条の八第一項第二号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条の八第一項第四号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が、施行規則第四条の八第一項第一号（施行規則第四条の十一の二又は施行規則第八条の二第十七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認等に要した図書及び書類」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、中間検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めた場合は、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条の三第五項、法第七条の四第三項又は法第十八条第二十二項（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する中間検査合格証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の九（施行規則第八条の二第十八項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更^に該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建

建築物の部分等の工事が確認等に要した図書及び書類のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができるときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができなるときは、施行規則第四条の九又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第六条第一項若しくは法第六条の二第一項の規定による確認又は法第十八条第三項若しくは第四項に規定する審査を受ける必要があると認められる場合にあつては、その旨を記載すること。

別表

令第十八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力	区分	(イ)	
		図書の種類	(ロ)
			審査すべき事項
令第十八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力	区分	(ニ)	
令第十八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力	区分	(イ)	
		図書の種類	(ロ)
			審査すべき事項
令第十八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力	区分	(ニ)	

建築物の部分等の工事が確認等に要した図書及び書類のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができるときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができなるときは、施行規則第四条の九又は施行規則第四条の十二の二の規定に基づき、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付すること。この場合において、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、申請等に係る建築物等の計画を変更し、法第六条第一項、法第六条の二第一項又は法第十八条第三項の規定による確認を受ける必要があると認められる場合にあつては、その旨を記載すること。

別表

令第十八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力	区分	(イ)	
		図書の種類	(ロ)
			審査すべき事項
令第十八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力	区分	(ニ)	
令第十八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力	区分	(イ)	
		図書の種類	(ロ)
			審査すべき事項
令第十八条第二項第一号イに規定する保有水平耐力	区分	(ニ)	

		(二)											
建築物	かめた建築物	全性を確かめた建築物	耐力計算により安全な建築物	項第一号ロに規定する限界	令第八十条第二	計算による安全な建築物	建築物	かめた建築物	を確かめた建築物	全性を確かめた建築物	り安全な建築物	による安全な建築物	計算による安全な建築物
構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請又は通知に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の種別、規模その他の	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請又は通知に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の種別、規模その他の	物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。									
		(二)											
建築物	かめた建築物	全性を確かめた建築物	耐力計算により安全な建築物	項第一号ロに規定する限界	令第八十条第二	計算による安全な建築物	建築物	かめた建築物	を確かめた建築物	全性を確かめた建築物	り安全な建築物	による安全な建築物	計算による安全な建築物
構造計算チェックリスト	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合していること。	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合していること。	物の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。	物の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。									

				(四)	
				令第 八十八 条第三 項に 規定す る令第 八十八 条第二 号及び 令第八 十條の 四に定 めらる るに お	た建 築物
				共通事 項	
				構造計算 チェック リスト	(略)
				プログラムによる構造計算を行う場合において、申請又は通知に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それら	項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。
					項が明記されており、それらがプログラムの使用条件に適合していること。

				(四)	
				令第 八十八 条第三 項に 規定す る令第 八十八 条第二 号及び 令第八 十條の 四に定 めらる るに お	た建 築物
				共通事 項	
				構造計算 チェック リスト	(略)
				プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項が明記されており、それら	されてお
					られてお

よる 構造 計算 によ り安 全性 を確 かめ た建 築物	(略)	
<p>(備考) 令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ又は同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により安全性を確かめた建築物については、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)(施行規則第三条の三第一項又は施行規則第八条の二の二において準用する場合を含む。)の規定により提出された構造計算書等に基づき、それぞれこの表の各項に準じて審査するものとする。</p>	(略)	プログラムの使用条件に適合していること。
		ムの使用条件に適合していること。

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部
改正）

第二条 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件

（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第三條の五第三項第二号及び施行規則第八條の二第七項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による確認又は審査の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第六條の二第一項及び法第十八條第四項（これらの規定を法第八十七條第一項において準用する場合を含む。） 別記第一号様式
- 二 法第八十七條の四において準用する法第六條の二第一項及び法第十八條第四項 別記第二号様式
- 三 法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六條の二第一項及び法第十八條第四項 別記第三号様式

第二 施行規則第四條の七第三項第二号及び施行規則第八條の二第十四項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による完了検査の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- 一 法第七條の二第一項及び法第十八條第二十三項 別記第四号様式
- 二 法第八十七條の四において準用する法第七條の二第一項及び法第十八條第二十三項 別記第五号様式
- 三 法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第七條の二第一項及び法第十八條第二十三項 別記第六号様式

第三 施行規則第四條の十四第三項第二号及び施行規則第八條の二第十二項第二号に規定する書類の様式は、別記第七号様式とする。

第四号様式（第二一号関係）
（注意事項）

1. ・ 2. （略）

改正前

第一 建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第三條の五第三項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による確認のための審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第六條の二第一項（法第八十七條第一項において準用する場合を含む。） 別記第一号様式
- 二 法第八十七條の四において準用する法第六條の二第一項 別記第二号様式
- 三 法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第六條の二第一項 別記第三号様式

第二 施行規則第四條の七第三項第二号に規定する書類の様式は、次の各号に掲げる規定による完了検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

- 一 法第七條の二第一項 別記第四号様式
- 二 法第八十七條の四において準用する法第七條の二第一項 別記第五号様式
- 三 法第八十八條第一項又は第二項において準用する法第七條の二第一項 別記第六号様式

第三 施行規則第四條の十四第三項第二号に規定する書類の様式は、別記第七号様式とする。

第四号様式（第二一号関係）
（注意事項）

1. ・ 2. （略）

3. 検査を行った建築物の工事が施行規則第4条の4の2（施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する施行規則第4条第1項第1号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(イ) 欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(ハ) 欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、「動作確認を行ったときは、「動作確認」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。

4. (略)

5. 施行規則別記第19号様式による申請書又は施行規則別記第42号の13様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号に規定する写真及び施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第6号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6. (略)

第五号様式（第二二号関係）

(注意事項)

1. ・ 2. (略)

3. 検査を行った建築設備の工事が施行規則第4条の4の2（施行規則第8条の2の2において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する施行規則第4条第1項第1号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(イ) 欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(ハ) 欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、「動作確認を行ったときは、「動作確認」の欄のチェック

3. 検査を行った建築物の工事が施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第1号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(イ) 欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(ハ) 欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、「動作確認を行ったときは、「動作確認」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。

4. (略)

5. 施行規則別記第19号様式による申請書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号に規定する写真並びに施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第6号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6. (略)

第五号様式（第二二号関係）

(注意事項)

1. ・ 2. (略)

3. 検査を行った建築設備の工事が施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第1号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(イ) 欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(ハ) 欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、「動作確認を行ったときは、「動作確認」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。

ツクスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。

4. (略)
5. 施行規則別記第 19 号様式による申請書又は施行規則別記第 42 号の 13 様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する写真及び施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 6 号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
6. (略)

第六号様式 (第二第三号関係)

(注意事項)

1. ・ 2. (略)
3. 検査を行った工作物の工事が施行規則第 4 条の 4 の 2 (施行規則第 8 条の 2 の 2 において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(イ) 欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(ハ) 欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
4. (略)
5. 施行規則別記第 19 号様式による申請書又は施行規則別記第 42 号の 13 様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する写真及び施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 6 号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4. (略)

5. 施行規則別記第 19 号様式による申請書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する写真並びに施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 6 号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6. (略)

第六号様式 (第二第三号関係)

(注意事項)

1. ・ 2. (略)
3. 検査を行った工作物の工事が施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(イ) 欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(ハ) 欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
4. (略)
5. 施行規則別記第 19 号様式による申請書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 2 号に規定する写真並びに施行規則第 4 条の 4 の 2 において準用する施行規則第 4 条第 1 項第 6 号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

6. (略)

第七号様式 (第三関係)

(共通事項)

(イ)	(ロ)	
検査箇所	検査事項	目視検査
(略)		
接道と建築物の配置	申請又は通知に係る建築物の敷地	<input type="checkbox"/>
	(略)	
(略)		

(注意事項)

1. (略)
2. 検査を行った建築物の工事が施行規則第4条の4の2 (施行規則第8条の2の2)において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する施行規則第4条第1項第1号に規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(イ)欄に掲げる検査事項ごとに、(ロ)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、施行規則別記第19号様式による申請書又は施行規則別記第42号の13様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の

6. (略)

第七号様式 (第三関係)

(共通事項)

(イ)	(ロ)	
検査箇所	検査事項	目視検査
(略)		
接道と建築物の配置	申請に係る建築物の敷地	<input type="checkbox"/>
	(略)	
(略)		

(注意事項)

1. (略)
2. 検査を行った建築物の工事が施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第1号において規定する図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(イ)欄に掲げる検査事項ごとに、(ロ)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、施行規則別記第19号様式による申請書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第

4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号に規定する写真及び施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第6号の書類による検査を行ったときは、「監理報告」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。

3.・4. (略)

2号に規定する写真並びに施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第6号の書類による検査を行ったときは、「監理報告」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。

3.・4. (略)

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件の一部改正）

第三条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件（平成二十五年国土交通省告示第千六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第三十三条第一項第二号の国土交通大臣が定める書類は、耐震関係規定の施行又は適用の日以後に新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第三条各号に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定（以下「建築基準法の規定」という。）により交付を受けた検査済証（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の第十四号に定める建築物の部分（以下「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、建築基準法の規定により交付を受けたものに限る。）（以下「新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証」という。）とし、施行規則第三十三条第二項第二号の国土交通大臣が定める書類は、昭和五十六年六月一日以後耐震関係規定の施行又は適用の日の前日までに新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証とする。

改正前

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号の国土交通大臣が定める書類は、耐震関係規定の施行又は適用の日以後に新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第三条各号に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項の規定（以下「建築基準法の規定」という。）により交付を受けた検査済証（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の第十四号に定める建築物の部分（以下「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、建築基準法の規定により交付を受けたものに限る。）（以下「新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証」という。）とし、同規則第三十三条第二項第二号の国土交通大臣が定める書類は、昭和五十六年六月一日以後耐震関係規定の施行又は適用の日の前日までに新築等の工事に着手し、交付を受けた検査済証とする。

（建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件の一部改正）

第四条 建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

<p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第七條の六第一項第二号及び法第十八條第三十八項第二号の国土交通大臣が定める基準は、次の各項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合においては、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するものであること。</p> <p>一 建築基準法施行規則第四條の十六第三項（同令第八條の二の二において準用する場合を含む。）に規定する増築等の工事について、法第七條第一項の規定による申請若しくは法第十八條第二十項の規定による通知が受理された後又は指定確認検査機関が法第七條の二第一項若しくは法第十八條第二十三項の規定による検査の引受けを行った後に仮使用の認定の申請が行われた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第二 建築基準法施行規則第四條の十六第二項（同令第八條の二の二において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める図書は、次の表のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="497 230 577 465">図書の種類</td> <td data-bbox="497 465 577 1104">明示すべき事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 230 497 465">(略)</td> <td data-bbox="411 465 497 1104">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 230 411 465"> <p>その他法第七條の六第一項第二号又は法第十八條第三十八項第二号の国土交通大臣が定めること</p> </td> <td data-bbox="181 465 411 1104"> <p>法第七條の六第一項第二号又は法第十八條第三十八項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項</p> </td> </tr> </table>	図書の種類	明示すべき事項	(略)	(略)	<p>その他法第七條の六第一項第二号又は法第十八條第三十八項第二号の国土交通大臣が定めること</p>	<p>法第七條の六第一項第二号又は法第十八條第三十八項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項</p>
図書の種類	明示すべき事項							
(略)	(略)							
<p>その他法第七條の六第一項第二号又は法第十八條第三十八項第二号の国土交通大臣が定めること</p>	<p>法第七條の六第一項第二号又は法第十八條第三十八項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項</p>							

改正前

<p>第一 建築基準法（以下「法」という。）第七條の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準は、次の各項に定めるところによるものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる場合においては、当該申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合するものであること。</p> <p>一 建築基準法施行規則第四條の十六第三項に規定する増築等に関する工事について、法第七條第一項の規定による申請が受理された後又は指定確認検査機関が法第七條の二第一項の規定による検査の引受けを行った後に仮使用の認定の申請が行われた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第二 建築基準法施行規則第四條の十六第二項の国土交通大臣が定める図書は、次の表のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="497 1155 577 1391">図書の種類</td> <td data-bbox="497 1391 577 2033">明示すべき事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1155 497 1391">(略)</td> <td data-bbox="411 1391 497 2033">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 1155 411 1391"> <p>その他法第七條の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合すること</p> </td> <td data-bbox="181 1391 411 2033"> <p>法第七條の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項</p> </td> </tr> </table>	図書の種類	明示すべき事項	(略)	(略)	<p>その他法第七條の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合すること</p>	<p>法第七條の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項</p>
図書の種類	明示すべき事項							
(略)	(略)							
<p>その他法第七條の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合すること</p>	<p>法第七條の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項</p>							

<p>る基準に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>第三 建築基準法施行規則第四条の十六第三項（同令第八条の二の二において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p>
<p>要な図書</p>	<p>第三 建築基準法施行規則第四条の十六第三項の国土交通大臣が定める工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p>

（建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件の一部改正）

第五条 建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>建築基準法第七条の六第一項第二号及び第十八条第三十八項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件</p> <p>建築基準法施行規則第四条の十六の二第三項第二号及び第八条の二第二十六項第二号の規定に基づき、建築基準法第七条の六第一項第二号及び第十八条第三十八項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式は、次の各号に掲げる規定による同法第七条の六第一項第二号及び第十八条第三十八項第二号の規定による仮使用の認定のための審査の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。</p> <p>一〇三三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式を定める件</p> <p>建築基準法施行規則第四条の十六の二第三項第二号の規定に基づき、建築基準法第七条の六第一項第二号に規定する国土交通大臣が定める基準に従って認定を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式は、次の各号に掲げる規定による同項第二号の規定による仮使用の認定のための審査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。</p> <p>一〇三三 (略)</p>

（建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件の一部改正）

第六条 建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法令の規定を定める件（令和六年国土交通省告示第九百七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)(同令第三条の三第一項(同令第八条の二の二において準用する場合を含む。))及び第八条の二の二において準用する場合を含む。)の国土交通大臣が定める建築基準法の規定は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 平成十三年国土交通省告示第五百四十号第四第三号ただし書、第七号ロ、第九号及び第十号、第五第一号及び第七号ただし書並びに第七第二号ただし書、第九号ロ、第十号及び第十二号</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ(2)の国土交通大臣が定める建築基準法の規定は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 平成十三年建設省告示第五百四十号第四第三号ただし書、第七号ロ、第九号及び第十号、第五第一号及び第七号ただし書並びに第七第二号ただし書、第九号ロ、第十号及び第十二号</p>

附 則

（施行期日）

1 この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。ただし、第六条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。